

# 令和3年度群馬県食品衛生監視指導計画（案）の概要

## ～計画のポイント～

- ①HACCPに沿った衛生管理の制度化については、令和3年5月末の経過措置期間終了まで制度の周知及び導入支援を実施します。経過措置期間終了後は、HACCPに沿った衛生管理の実施状況の確認・指導等を行います。
- ②令和4年3月末に加工食品の原料原産地表示への経過措置期間が終了すること等から、食品表示監視指導の強化を図ります。

## 策定の目的

食品衛生法第24条第1項の規定により、都道府県等は、地域の実情を踏まえて、監視指導の実施に関する計画を定めることとしています。

群馬県食品衛生監視指導計画は、食品関係施設への監視指導や県内流通食品の検査について定め、本県の食品安全確保を目的としています。

## 適用区域及び実施期間

- ・適用区域…群馬県内全域（中核市を除く）
- ・実施期間…令和3年4月1日～令和4年3月31日

## 監視指導の実施体制

- ・食品・生活衛生課…監視指導計画及びその他の施策の策定、公表  
国、他都道府県市、庁内関係各課との連絡調整
  - └ 食品安全推進室…食品表示監視指導、食の安全に関する情報発信、リスクコミュニケーションの実施、食品衛生検査施設の信頼性確保
  - ・保健福祉事務所…食品関係施設の監視指導
  - ・食肉衛生検査所…と畜検査、食鳥検査及び衛生指導
  - ・衛生環境研究所…発生事案に係る検査、有害物質モニタリング検査
  - ・食品安全検査センター…食品の規格・基準等の検査（理化学検査、微生物検査）
- ※厚生労働省、消費者庁、県内中核市、他自治体及び警察等と連携、協力しています。

## 食品関係施設への監視指導

### ○ 重点的に取り組む事項

#### 1 食品安全対策の推進

##### （1）HACCPに沿った衛生管理の導入支援及び実施状況の確認・指導

経過措置期間終了まで、HACCPに沿った衛生管理の周知及び導入支援に努めます。経過措置期間終了後は、食品等事業者が作成した衛生管理計画及び手順書の確認を行うとともに、適切に作成できるよう指導します。

##### （2）食中毒未然防止対策の強化

県内及び全国の食中毒発生状況を踏まえ、ノロウイルス、カンピロバクター、アニサキス、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌、自然毒を中心に発生防止対策を強化します。

また、広域食中毒に迅速に対応するため、感染症を含めた情報について群馬県広域食中毒・感染症連携会議を通じて中核市と情報共有を図ります。

##### （3）残留農薬等に係る食品衛生確保

##### （4）輸入食品対策

- (5) 食物アレルギー対策
- (6) 食品衛生法改正に係る事項の周知

## 2 食品表示の信頼確保

食品表示関係法令に基づく食品表示監視指導の強化を図るとともに、事業者に対し、食品表示関係の情報提供を行います。

### ○ 特別監視指導

観光地やイベント会場における食品事故の未然防止対策として、宿泊施設や臨時営業施設等の監視指導を行います。

### ○ 災害発生時の食品衛生の確保

災害発生時の被災地における食品衛生の確保に努めます。

## 立入検査計画

食品関係施設を食品衛生上の観点から重要度を評価し、A～Eランクに分類し監視指導を行います。

ランク	Aランク	Bランク	Cランク	Dランク	Eランク	合計
立入回数	年3回以上	年2回以上	年1回以上	2年に1回以上	6年に1回以上	
対象施設数	2	84	4,704	12,440	16,768	33,998
監視目標回数	6	168	4,704	6,220	2,795	13,893

## 食品等の検査

県内で生産、製造、流通している食品等の衛生検査を実施します。

- ・ 理化学検査・・・ 1,055 検体
- ・ 微生物検査・・・ 465 検体
- 合計 1,520 検体

## リスクコミュニケーション

食の安全に関する情報発信を充実するとともに、県民と食品等事業者との相互理解を促進します。

- 1 本計画の策定にあたって、広く県民の意見を聴取し計画に反映させます。
- 2 県民や事業者との意見交換会や講習会等を開催します。
- 3 県ホームページ、県公式フェイスブックや情報紙等の充実を図り、県民へ食品衛生・食品表示に関する最新情報を提供します。
- 4 新しい生活様式にも対応したリスクコミュニケーションを実施します。

## 食品等事業者自らが実施する衛生管理の推進

食品等事業者が講ずべき公衆衛生上の措置の啓発や、(一社)群馬県食品衛生協会の指導育成、講習会の開催等により、食品等事業者自らが実施する衛生管理の一層の強化を図ります。

## 食品衛生に係る人材育成及び資質向上対策

- 1 食品衛生等に関する職員に研修会を実施するとともに、国が開催する研修会等へ積極的に派遣します。
- 2 食品衛生推進員等に対し、講習会を実施するなど、資質の向上に努めます。

---

※新型コロナウイルス感染症の影響等により、業務を縮小することもあります。